

## 第15回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催月日 平成23年4月20日(水)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員27名

4 出席委員 25名

1番 花澤 信一	2番 鈴木 俊郎	3番 平戸 正己
4番 古川 晃市	5番 葛田 秀治	6番 武内 章一
7番 小川 良夫	8番 長谷川 良二	9番 木村 總一郎
10番 伊井 勝實	11番 鳥海 夫男	12番 鈴木 弥須雄
13番 遠山 修	15番 葛田 吉弥	16番 石井 文夫
17番 御園 豊	18番 藤井 幸光	19番 榎本 雅司
20番 勝畑 孟志	21番 飯塚 健史	23番 前橋 勇
24番 川島 三夫	25番 高橋 一夫	26番 川名 康夫
27番 石井 清治		

5 欠席委員 2名

14番 山下 政一	22番 渡辺 喜一
-----------	-----------

6 出席事務職員 3名

鹿島事務局長	佐久間主幹	鈴木主査
--------	-------	------

## 開 会

平成23年4月20日午後 3時10分 開会

○議長（勝畑孟志君） ただいまより第15回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、27名中25名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。14番、山下政一委員、22番、渡辺喜一委員。

次に、石井文夫委員と榎本委員が本日おくれる旨の報告がありました。

### 議事録署名委員の指名

○議長（勝畑孟志君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

3番、平戸正己委員、4番、古川晃市委員を指名いたします。

### 議案第1号 袖ヶ浦市農業委員会委員の辞任にかかる同意について

○議長（勝畑孟志君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

初めに、議案第1号 袖ヶ浦市農業委員会委員の辞任にかかる同意についてを議題といたします。

議案第1号について事務局の説明を求めます。

事務局長、鹿島君、お願いします。

○事務局長（鹿島秀明君） それでは、議案第1号について説明をいたします。

袖ヶ浦市農業委員会委員の辞任にかかる同意でございます。

平成23年3月31日付で、市長選任である君津市農業協同組合推薦委員、山下政一委員から23年3月31日をもって辞任にしたい旨の辞任届が提出され、これを受理するに当たり、市長から農業委員会に関する法律16条の規定に基づき、農業委員会の同意を求められたものでございます。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の議案の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第1号について賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号については原案のとおり可決しました。

### 議案第2号 専決処分の承認について

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第2号 専決処分の承認についてを議題といたします。

議案第2号について事務局の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鹿島秀明君） 議案第2号について説明をさせていただきます。

専決処分の承認でございます。平成23年4月1日付、市の人事異動に伴い、袖ヶ浦市農業委員会事務局職員の人事異動について、袖ヶ浦市農業委員会庶務規程第3条1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

職員の異動についてでございますが、福原主幹が福祉部地域包括センターのほうへ室長として転出しております。それと保田康世主査、退職となりまして、農業委員会から退職しております。それから、新たに転入者、佐久間章主幹、福祉部高齢者支援課から転入しております。きょうは出席しておりませんが、中山美香副主査、福祉部のほうから農業委員会のほうへ転入しております。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 本件は人事案件でございますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） ご異議はないようですので、議案第2号 専決処分の承認につきまして賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号については報告のとおり承認されました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可分）

○議長（勝畑孟志君） 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請（委員会許可分）を議題いたします。

議案第3号の1について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。議案第3号の1についてご説明申し上げます。

本件は、横田在住の方が経営移譲年金を継続して受給するため、相続した農地を後継者へ使用貸借しようとするものです。権利の種類は使用貸借権の設定でございます。期間は20年です。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 本案件につきましては、経営移譲年金を受給するための申請ですので、地元委員の意見及び現在地調査の報告は省略し、質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第3号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可と決定します。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について（知事許可分）

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請（知事許可分）を議題とします。

議案第4号の1について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、議案第4号の1についてご説明申し上げます。

本件は、坂戸市場在住の方が自己所有の申請地を集合住宅用地に転用したいとする案件でございます。

総会資料の4ページの位置図をごらんいただきたいと思います。申請地は、坂戸市場の市街化区域に近接する周囲に農地・住宅が混在する第2種農地でありまして、土地の所在地は議案記載のとおりでございます。

申請の内容ですが、申請地にアパートを建築して生活の安定を図りたいというものでございます。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告となりますが、私の担当地域でありますので、この場で説明をさせていただきます。

申請地は、登記地目は田となっておりますが、現況は畑で、現在申請者が自家用の野菜をつくっております。土地の有効利用として今回集合住宅を建設しようとするものであります。前面道路には市道となっております、上下水道とも設置済みの箇所であります。隣接地には既に集合住宅地及び一戸建て住宅が建設されている場所であります。土地の現況からして転用やむを得ないものではないかと思われまので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第4号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号の1については許可相当と決定します。

次に、議案第4号の2について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、議案第4号の2についてご説明申し上げます。

本件は、大曾根在住の方が自己所有の申請地に農家住宅を建てかえるために転用したいとする案件でございます。

総会資料の6ページの位置図をごらんいただきたいと思います。申請地はのぞみ野から蔵波方面に向かう途中を西側に入ったところで、のぞみ野に近接する区域内にある農地であります。第2種農地と思われま。土地の所在地等は議案記載のとおりでございます。

説明については以上でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、鳥海夫男委員、お願いします。

○11番（鳥海夫男君） 11番、鳥海夫男です。4月16日に連絡がありまして、現地を確認いたしました。

現在 さんは、親とせがれ夫婦と6名で暮らしておりまして、何かお孫さんが生まれるみたいで、今の自宅のほうは道が狭くて、消防法とかいろんな問題がありまして、この鎌倉街道沿いに行きたいということで、書類を出したそうです。こちらが許可になりましたら、うちが完成しましたら古い宅地のほうは取り壊すように袖ヶ浦市のほうに提出してあるそうです。

よろしく願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第4号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号の2については許可相当と決定します。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について（知事許可分）

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請（知事許可分）を議題とします。

議案第5号の1について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 議案第5号の1についてご説明を申し上げます。

本件は、下根岸の法人が下根岸在住の所有者から農地を売買によって取得しまして、建て売り分譲住宅用地に転用したいとする案件でございます。

総会資料の8ページの位置図をごらんいただきたいと思います。申請地は、牧場団地から南東へ行った場所で、農地と住宅が混在する第2種農地であります。

排水関係でございますが、排水・雑排水は合併浄化槽で処理をして、既設の道路側溝へ排水をされます。雨水につきましても道路側溝への排水となります。その他、特に懸念される問題はないものと思われま

す。土地の所在あるいは権利関係等につきましては議案記載のとおりでございます。

開発関係につきましては、市街化から1.1キロ以内で、半径150メートル以内の範囲に40戸以上連檐している場所でございます。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

21番、飯塚健史委員、お願いいたします。

○21番（飯塚健史君） 21番、飯塚です。ちょっと今声がおかしいので、聞きづらいところがあると思いますけれども、よろしく。

8ページをごらんください。位置図の8ページ、中央からちょっと左下あたりに黒く塗ったところがございます。これから左上のほうにちょっと行ったところが我々がジャガイモをつくっている畑がございます。うちのすぐ近くの地区でございます。現場は、今事務局のほうから説明ございましたけれども、保全管理、当時は畑だった。私は記憶していませんけれども、埋め立てをされて、雑草が生えている。でも除草剤使ったり何か、保全管理しているように見受けられます。

14日に 設計という方と現地でお会いしまして、今事務局から説明あったような話がありました。近隣の人たちにも同意を求めて、賛成をもらっているということです。ここに3軒の建て売りをするというような形でございます。

私の町内の一部なのですが、その辺でちょっと人がふえるのも、今までは人がふえてくれるのは願っていたのですが、そういうこともありまして、いろいろあろうかなと思いますけれども、周りの農地に対しては影響はございません。見たところはないと思います。今説明のあったような浄化槽でございます。下の川、青道が流れているところへ排水するというそんなことです。

地元委員としましては賛成というところで見ていきたいと思しますので、ご審議よろしくお願

いいたします。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第5号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成多数でございます。

よって、議案第5号の1については許可相当と決定します。

次に、議案第5号の2について、事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 議案第5号の2についてご説明申し上げます。

本件は、市原市の法人が神納在住の所有者から農地を売買によって取得しまして、建て売り分譲住宅用地に転用したいとする案件でございます。

総会資料の10ページ的位置図をごらんいただきたいと思います。申請地は 苑の西側へ行ったところで、市街化区域から約200メートルで分譲住宅に隣接する第2種農地であります。土地の所在地等は議案記載のとおりでございます。

開発関係につきましては、市街化から1.1キロ以内で、半径150メートルの範囲に40戸以上連檐している場所で、周囲に農地はありますが、生産性の低い第2種農地であります。

排水関係ですが、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理をいたしまして、新設の道路側溝へ排水をされます。雨水につきましては、雨水抑制装置によって流出を抑制して道路側溝へ排水されるということでございます。

その他、特に懸念される問題はないものと思われまます。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりました。

本案件につきましては、15日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会委員長に審議の内容及び結果について報告をしていただきます。

高橋運営委員会委員長、お願いします。

○25番（高橋一夫君） 25番、高橋です。それでは報告します。

議案第5号の2について。建て売り分譲住宅地への転用であります。運営委員会を開催しましたので、その経過と結果について報告いたします。

4月15日の午後2時15分より現地の確認を行い、午後3時より審査を行いました。現地確認には譲渡人1名、譲受人、社員1名及び申請代理人、社員1名に出席をいただき、現地で状況を説明をお願いしました。審査会については、譲受人の社員1名及び申請代理人、社員1名に出席をいただきました。

現地を確認したところ、申請地は宅地及び農地に囲まれた地域で、耕作されていませんでした。また、この土地は養鶏場のあった跡地でございます。審査会では、事務局の説明後、譲受人に建て売り分譲に係る事業計画について説明を求めました。事業の内容ですが、農地3,696平米を転用し、宅地を含め全体で4,091.31平米に対しまして、住宅13戸を建設しようとするものであります。

主な質疑については、排水関係、従前の土地利用状況、位置関係、排水関係については市と協議してよい方向に進めてもらいたいと。また、今後開発区域を広げるなど計画があれば、耕作できるような状態にしておくべきではないか。市街化区域の隣接にあり、隣接地も建て売り分譲住宅地として開発されているなど状況から判断してやむを得ないことと、農地に復元は不可能と考えられる。ほかに農地被害が及ぶこともないと思われるということ。

以上のようなことから採決の結果、全員賛成で許可すべきものと決定しました。

以上報告します。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

前橋委員。

○23番（前橋 勇君） 先ほどの説明の中で排水関係ですけれども、雨水の抑制装置というのは、抑制工法というのは、何か道路側溝のほうへ排水するというようなことですが、道路側溝、現況どのくらいの道路側溝が予定されているか、あるいはこの約3,500平米の面積に対する排水等々、その辺は道路側溝、賄うことができるかどうか、その辺の計画的なものはどうなのでしょう。

○議長（勝畑孟志君） 事務局、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 排水に係る側溝の広さ、30センチの側溝を周囲に新設しまして、ここから既存の道路側溝へ接続するような形となっています。

雨水・排水につきましては、道路管理者のほうと協議済みになっていますので、うちのほうとしては説明はちょっとあれなのですが、装置そのものについては特に詳細には聞いておりません。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 高橋委員。

○25番（高橋一夫君） 今の質問ですが、現況で雨水が処理できず、道路にはんらんしているというような状況の中で、建設さんで一部改良を加えてくれたそうです。それと同時に今後も市と協力してその雨水を大雨のときに処理する方法を、ぜひ会社のほうも少し負担してもらって、側溝を大きくしてほしいというような要望をしました。その件についてやるやらないは、これは相手がある話なのでちょっとわかりませんが、一応農業委員会として、運営委員会としてそういうお願いをしてみました。これは一部は改良しました。これ自分も確認していますので。ただ大雨が降るとあの谷津に流れていきますので、道路が排水能力をオーバーして道路が川みたいになる、これは本当の話です。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 前橋委員、以上説明です。よろしゅうございますか。

葛田委員。

○5番（葛田秀治君） 5番、葛田です。今高橋委員長のお話ですと、農業委員会として要望は上げたけれども、やるかやらないかはわからない、こういうお話だったですね。当然開発行為するわけですから、今これは5条の審議していたわけですね。そうすると、実際ここへ宅地、造成をしますよとなれば、当然所管の、役所のポジションどこになるかわかりませんが、そういうところからの指導は当然あるべきですね。排水確認をして、無理だということになれば、ここの工事は通ったとしても、その後の要するに監督といいますか、そういうのは所轄のところでは得られるのですか。

○議長（勝畑孟志君） 局長、どうぞ。

○事務局長（鹿島秀明君） 今のご質問についてお答えいたします。

まず、この開発行為というのは都市計画法、この協議の中で家庭の排水は大丈夫か出てくるわけです。家庭雑排水です。それともう一つは雨水排水、これが大丈夫かと、そういう協議の中で許可がおりるようになっております。雨水計算、家庭雑排水の計算はその中で審議されて、許可される案件になります。それと先ほど高橋委員長さんが報告したのは、運営委員会の席で、農地を開発するという、農地法はそれをチェックすればいいのですけれども、農地法が簡単に許可になったから排水問題があってはいけないと、そういうことで委員長さんのほうから排水についてのそういう話をしたという報告です。葛田委員の言われるように開発行為については、それぞれ都市計画法、それと道路排水については道路管理課、ここで許可をもらってオーケーにならないと開発行為が整いませんので、それぞれ所管、下水道課、下水道がある場合は下水道管への接続とか、そういうものを協議の中で固めて開発の許可がおりるというふうになっていますので、各部署でそういうチェックをして開発が影響ないかどうか、そういうのを審議するようになっています。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） そういう開発関係につきましては担当部署で十分チェックされるということのようです。

説明は以上でございますけれども、ほかに質疑ございませんか。

榎本委員。

○19番（榎本雅司君） 今葛田委員が言ったのは、それをもうちょっと、農委で許可する段階で、農業委員会としてもある程度要望ができないのかということだったと私は思うのですけれども、ちょっと答弁が縦割りになった答弁に私聞こえるのですけれども、その辺はもうちょっと突っ込んだ、農業委員会として、ただ都市計画で許可したから農業委員会は関係ないのだよというようなことではなくて、葛田委員はもうちょっと、やっぱり農地法のあれで許可するにも責任を持ったその指導とか要望をしないのかということだと私は聞こえたのですが、その辺はどうなのですか。

○議長（勝畑孟志君） 局長。

○事務局長（鹿島秀明君） その辺はちょっと私のほうの説明不足があったかもしれませんが、まず、こういう開発行為があると、窓口が開発にかかわる説明会、こういうものを開いた中でそれぞれ所管の者が意見をつけていくような形になります。たまたま農地法の関係についてはどこまで言及できるかというのは一つございますけれども、開発行為についてはそういう、今榎本委員が言われたように各部署が担当課からの説明、事業者からの説明を受けて意見をつけるようになっていきますので、その辺は排水だけの問題ではなしに、全部関係部署が説明会の中で説明を聞いて、意見をつけるというような形になっていきますので、漏れはないようになっていっていると思います。

○議長（勝畑孟志君） 榎本委員。

○19番（榎本雅司君） わかりました。では、農業委員会としてもその旨はよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（勝畑孟志君） 本件は知事許可分でありますので、農業委員会としての意見というか、そういったものについても申請するときに、そういった話があったということは、進達するときに記入していただけるといいますので、よろしくお願ひします。

藤井委員。

○18番（藤井幸光君） 今と同じ問題なのですけれども、この開発行為に対して各々の法律はクリアするのであるけれども、地域自治会とかとの協議というのは特に決まりはないですか。

○議長（勝畑孟志君） 局長。

○事務局長（鹿島秀明君） 大きな開発とか、そういうときに都市計画の関係でどういう指導をするか、ちょっと私、今あれなのですけれども、地元への説明は行ってください、工場の説明と、そういうものが決まれば、事業のほうは許可の段階ではなくて、工場の段階になればそういうお話があるかと思ひます。

○議長（勝畑孟志君） 藤井委員。

○18番（藤井幸光君） 今の説明があろうかと思ひますということのチェックはだれがしますか。

○議長（勝畑孟志君） 局長。

○事務局長（鹿島秀明君） それぞれ最終許可の計画書の中でそういう項目入っていると思ひますので、そういう最終的なのは都市計画のほうで、そういう話が開発行為の申請者のほうへはそういう指導が出るといいます。

○18番（藤井幸光君） そうすると、都市計画課に行けば最終決定の議事録は公開されますか。

○議長（勝畑孟志君） 局長。

○事務局長（鹿島秀明君） この開発行為についても小規模なものは都市計画の段階を経て、最終的に君津、都市計画事務所というのがあったのですが、今ちょっと名称は変わっていますが、そういう県の部署で審査の許可書は出るようになります。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第5号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号の2については許可相当と決定します。

次に、議案第5号の3について、事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、議案第5号の3についてご説明申し上げます。

本件は、蔵波台に在住の個人が蔵波在住の所有者から農地を使用貸借によって、専用住宅用地に転用したいとする案件でございます。

総会資料12ページの位置図をごらんいただきたいと思います。申請地は、市街化区域に隣接し、おおむね500メートル以内に医療施設が2つ以上存在することから第3種農地であります。土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

21番、飯塚健史委員、お願いします。

○21番（飯塚健史君） 21番、飯塚です。14日の午後に現地、その代理人の 設計という方とお会いして、それとともに さんと現場を見させてもらいました。父親が大分、大分って、病弱ではないのですけれども、年をとって、すぐこの上に書いてありますけれども、位置図の12ページ上に と書かれております。これが申請人の父親でございます。申請人は今蔵波台のアパートに住んでいて、父親のすぐ近くに行って、将来父親の面倒を見たいという気持ちで父親から貸借、土地分けてもらうと。位置図を見てもらえばわかるのですけれども、蔵波中学校のある周り、もう全部住宅地でございます。農地というような状態のところは、この近辺ではちょっと見当たらなくなってしまいました。それほど住宅地になってしまっ、今ちょっとあるのが、学校の北側に家庭菜園みたいな形で、土地持っている方がおる。そういう状態の中でございます。地元、私としましてもここにこの人がうちを建てるということは賛成で、先行き親の面倒をすぐ近くで見られるということで、私は賛成したいと思いますので、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

榎本委員。

○19番（榎本雅司君） これ父親のほうの屋敷、これ調整区域ですか。

○議長（勝畑孟志君） 局長。

○事務局長（鹿島秀明君） 父親のほうは調整区域です。

○議長（勝畑孟志君） 榎本委員。

○19番（榎本雅司君） できたら、これは名義人が違うから該当するかしないかわからないのですけれども、これは都市計のほうで父親のほうの計画は何かの指導はあるのですか。要は倉庫にしないとか、そういう指導は。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（鹿島秀明君） その辺規制はありません。

○19番（榎本雅司君） 了解しました。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第5号の3について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号の3については許可相当と決定します。

次に、議案第5号の4について、事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 議案第5号の4についてご説明申し上げます。

本件は、百目木の実家に在住の個人が所有者の母親から農地を使用貸借によりまして専用住宅用地に転用したいとする案件でございます。

総会資料14ページの位置図をごらんください。申請地は、東横田駅から約500メートルに位置しまして、農地と住宅が混在する第2種農地であります。土地の所在等は議案記載のとおりでございます。

以上よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

7番、小川良夫委員、お願いします。

○7番（小川良夫君） 7番、小川です。先日、4月の15日に現地で代理人の 建築設計事務所ですが、の さんから説明を受けました。ただいま事務局から説明があったとおり総会資料14ページです。この となっております、これが今母親と住んでいるところで、反対の道路になっているのは、これは百目木公園の入り口になります。百目木公園の入り口の、ちょうどだから左側になりますが、現在親子で同居をされておるわけですが、そこには間取り等に不満があるという、いわゆる若い世代ですから昔のうちで個室等にいろいろ不満があって、それでは隣の農地に新築を計画したいというこ

とで、今回の申請ができてございますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第5号の4について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号の4については許可相当と決定します。

次に、議案第5号の5について、事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、議案第5号の5についてご説明申し上げます。

本件は、蔵波台に事業所のある運送業者が業務拡張に伴いまして、駐車スペースが不足することから、所有者から農地を賃貸借によって駐車場用地に転用したいとする案件でございます。

なお、駐車スペースとしましては、大型トレーラー14台分を予定しております。

総会資料の16ページの位置図をごらんいただきたいと思います。申請地は、市街化区域から約30メートルに位置しまして、農地と住宅が混在をする第2種農地でございます。土地の所在等は議案記載のとおりでございます。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

25番、高橋一夫委員、お願いします。

○25番（高橋一夫君） 25番、高橋です。報告します。

運輸株、本来であれば橘地域になりますので、飯塚さんの担当かなと思うのですが、私のところへ来ましたので、私がやってしまいました。18日の朝、代理人の さんと現場で聞き取りをしました。現場は、耕作はしていません。俗に言う雑種地みたいです。現場はなっていました。そして、トレーラーの、30トンぐらいですか、でかいトレーラーをその隣に何車かとめてありました。その車を増設するのではないかと思うのですが、ちょっと道路を一本挟んだ、配置図が16と17ページなのですが、ちょうど進入路が一本あるのですが、それを挟んだ場所です。その隣の場所に今現在は駐車場が、何車かとめてありました。それと周りの畑には、許可後パイプの囲いをすると、そんなように私が言いましたら、パイプで柵を設けますと、そのような説明をしていました。周りには全く異常はないかなと考えます。

以上です。審査をよろしく願います。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第5号の5について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号の5については許可相当と決定します。

次に、議案第5号の6について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、議案第5号の6についてご説明申し上げます。

本件は、飯富在住の個人が母親所有の農地を使用貸借によって、分家住宅用地に転用したいとする案件でございます。

総会資料の18ページの位置図をごらんいただきたいと思います。申請地は、橘の交差点を東方向に約400メートル行った場所で、申請地の西側は住宅地となっております。第2種農地と思われれます。土地の所在等は議案記載のとおりでございます。

なお、譲受人は娘さんの名前になっておりますが、転用事由に、妻の実家にて同居中云々ということと記載をさせていただいておりますが、 さんのご主人と共同で建築したいということから、このような表現をさせていただきました。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

25番、高橋一夫委員、お願いします。

○25番（高橋一夫君） これも橘地域なのですが、私のほうで報告してしまいます。

造園さんの娘さんです、これ。一応使用貸借なのですが、 さんのおばあさんのほうが亡くなった時点で、これを相続でもらい受けるそうです。耕作はしていませんでした。隣地の農地は、反対側はおじさんの畑でございます。それと、あとその隣は 造園さんの植木場となっております。隣地にも全く問題はないかと思われれます。一部ブロックで土盛りをしてありました。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第5号の6について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号の6については、許可相当と決定します。

次に、議案第5号の7について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 議案第6号の7についてご説明申し上げます。

本件は、木更津市の法人が、現在の事業用地が手狭になったことから、吉野田在住の所有者から農地を売買によって取得をしまして、砂加工場と資材置き場用地に転用したいとする案件でございます。

総会資料20ページの位置図をごらんいただきたいと思っております。申請地は、君津平川線に接した吉野田保育所の斜め向かいの場所で、横田駅から約2.4キロメートルでございます。農地と住宅地が混在する第2種農地であります。土地の所在等は議案記載のとおりでございます。

排水関係ですが、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、宅地ます既存の排水路へ放流することとなっております。

申請理由等の概要についてでございますが、吉野田211 1と212につきましては、現所有者の父親がドライブイン用地としまして平成11年2月に農地法第4条の許可を取得したところですが、資金面等の関係から中断をしておったところ。その後、平成22年2月に現所有者の父親が亡くなったことから、現所有者が相続をいたしました。しかしながら、現状ではドライブイン経営は困難と判断し、吉野田の213番地の土地を新たに加えて譲ることとしたものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

26番、川名康夫委員、お願いします。

○26番（川名康夫君） 26番、川名です。4月14日に さんと譲受人の代理人の 測量の さんがいらっしゃいまして、その事情を聞きました。それで、何をするのかということを知りましたら、商事というのは砂を袋に詰めて、東京方面のホームセンターに卸している仕事をしているのだそうです。この現地なのですが、埋め立てられまして、道路より50センチぐらい高くなっています。それで、周りの排水は山側に回ってしまっていて、それはもう岩井作土地改良の同意を得ているそうです。三方が山に囲まれてしまっていて、風通しとか、日当たりが悪いので、こういう申請になったのだらうと思うのですが、とにかく周りに迷惑をかけるような場所ではないと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

榎本委員。

○19番（榎本雅司君） これは加工場ということなのですけれども、砂を袋詰めするとか、ある程度騒音とかそういうのはかなり出ていましたが、大丈夫ですかということで、そこまではわかりませんか。

○26番（川名康夫君） そこまではちょっと。

○19番（榎本雅司君） 申請の時点で事務局のほうでそういうあれは。

○議長（勝畑孟志君） 何かわかりますか。

事務局。

○事務局（佐久間 章君） 騒音については特に聞いていませんが、袋に詰めるだけなので、騒音はそんなに出不いとは考えております。ストックした砂を工場袋に詰めて、それを販売するという事なので。

○19番（榎本雅司君） ということは、それをここでやるわけだね。

○事務局（佐久間 章君） そうです。

○19番（榎本雅司君） 今、ではほかでやっているわけですよね。

○事務局（佐久間 章君） そうです。木更津で。

○19番（榎本雅司君） ちょっとどういうものかイメージがわからないのですけれども。

○事務局（佐久間 章君） ある程度砂をストックしておきまして、その用地内に、その砂を工場のほうへ運んで、袋詰めをして、それを販売するという事です。

○議長（勝畑孟志君） 砂というのは、普通の砂。

○事務局（佐久間 章君） いわゆる左官というか、壁とかセメントというのですか、そういうのに混ぜる砂ということです。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第5号の7について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成多数でございます。

よって、議案第5号の7については許可相当と決定します。

議案第6号 平成23年度第1次農用地利用集積計画承認の件

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第6号 平成23年度第1次農用地利用集積計画承認の件を議題とします。

議案第6号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。

18ページと書かれております、別になりますけれども、そちらのほうの8ページをお開きいただきたいと思います。今回の申請は、利用権の設定が9件で3万9,072平方メートルとなっております。個々の内容につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

今回、利用権設定を受ける方の経営状況等が記載されております。現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。さんですが、申請件数は2件で、申請面積は14.24アール、19.76アールの合計34アールです。さんですが、申請面積は20.41アール、さんですが、申請面積は56.14アール、さんですが、申請面積は29.08アール、さんですが、申請面積は9.41アール、さんですが、申請面積は128.18アール、さんですが、申請件数が2件で、申請面積は46.4アール、66.1アールの合計112.5アールとなっております。

次に、11ページをお開きいただきたいと思います。こちらに権利の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。さんですが、申請面積は20.48アールとなっております。こちらは売買による所有権移転でございます。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第6号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

#### 議案第7号 農地の賃借料情報の提供について

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第7号 農地の賃借料情報の提供についてを議題といたします。

議案第7号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 議案第7号 平成23年袖ヶ浦農地の賃借料情報の提供についてご説明申し上げます。

農地の賃借料情報の提供について、提案理由を説明させていただきます。提案理由は、平成21年12月15日付で、農地法等の一部を改正する法律が施行され、「標準小作料制度」が廃止され、改正前の「標準小作料制度」にかわり、改正農地法第52条で「農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、新たに農業委員会による農地の賃借情報の提供」が規定されましたので、提供する

ものであります。

情報の内容といたしましては、毎年1月から12月までの農地法第3条や農業経営基盤強化促進法の利用権設定による賃借料を集計し、地目別、地区別に10アール当たりの最高額、最低額、平均額、袖ヶ浦市の平均額などを提供いたします。

提供の方法といたしましては、農業委員会総会において、賃借料情報を決定後、農業委員会のホームページ等に掲載するなどしてお知らせいたします。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） ないようですので、質疑を終わります。

議案第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 討論はないようですので、採決を行います。

議案第7号について提案のとおり提供することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、第7号については原案のとおり提供することに決定いたしました。

追加議案第1号 袖ヶ浦市農林業振興審議会委員の推薦について

○議長（勝畑孟志君） 以上で日程第2の議案審査が終了しましたところですが、追加議案がありますので、日程に加えたいがよろしいでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） それでは、追加議案第1号 袖ヶ浦市農林業振興審議会委員の推薦についてを議題といたします。

追加議案第1号について事務局の説明を求めます。

事務局長、鹿島君、説明をお願いします。

○事務局長（鹿島秀明君） それでは、追加議案 袖ヶ浦市農林業振興審議会委員の推薦についてでございます。袖ヶ浦市農林業振興審議会委員については、袖ヶ浦市農林業振興審議会設置条例第4条の2項の規定によりまして、農業委員3名を推薦するものでございます。平成23年3月31日任期満了に伴い、市長から推薦依頼がありましたので、委員3名を推薦するものです。

よろしく審議くださるようお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 鈴木委員。

○2番（鈴木俊郎君） 留任でどうでしょうか。

○議長（勝畑孟志君） ただいま鈴木委員からの発言がありましたが、留任ということでいかがでしょうか、お諮りします。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） ご異議がないということですので、引き続き15番、葛田委員、20番、勝畑委員、21番、飯塚委員を推薦します。

#### 報告事項

○議長（勝畑孟志君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 報告第1号ないし第3号についてでございますが、袖ヶ浦市農業委員会庶務規程第11条第7号の規定により、農地法第4条、第5条及び第18条の届け出を局長専決にて処理いたしましたので、ご報告を申し上げます。

なお、専決処理期間は平成23年3月1日から同年3月31日まででございます。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 報告は以上です。

#### その他

○議長（勝畑孟志君） 次に、日程第4、その他に入ります。

何かございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 特にないようでございますので、本日の日程はすべて終了しました。

#### 閉 会

○議長（勝畑孟志君） これをもちまして第15回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後 4時30分 閉会